

宮崎市災害対応用 WiFi ルータ通信サービスに関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

災害発生時において、避難所や災害現場から職員がスマートフォン等で WiFi ルータを使用してインターネット接続し、防災情報共有システムにログイン・情報登録や閲覧を行うことを想定している。その際の最適な通信サービスを選定することを目的とする。

2 概要

- (1) 件名 宮崎市災害対応用 WiFi ルータ通信サービス
- (2) 内容 別紙「宮崎市災害対応用 WiFi ルータ通信サービス企画提案仕様書」のとおり。
- (3) 通信サービス利用開始 WiFi ルータ納入日以降
- (4) 担当課
〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市危機管理部危機管理課（本庁舎4階）
電話 0985-21-1730 FAX 0985-25-2145
Mail 03kiki@city.miyazaki.miyazaki.jp

3 スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始日	令和5年6月19日（月）
(2) 質問の締切日	令和5年6月21日（水）正午
(3) 質問に対する回答日	令和5年6月21日（水）
(4) 参加申込書、提案書の提出締切日	令和5年6月22日（木）正午
(5) 審査（書類審査）結果通知	令和5年6月23日（金）

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第120条第3項に規定する入札参加資格者名簿（令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿（物品、清掃等、建設工事、建設コンサルタント等））に登録していること。

ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であり、選定された場合は、「暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書」のほか、「宮崎市税に滞納がないことの証明」、「国税に滞納がないことの証明」、法人にあっては「商業登記簿謄本」を提出すること。

ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (3) 提案書等の提出から審査結果通知までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けてないこと。
- (4) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意見付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復帰を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 宮崎市税、国税について滞納がないこと。宮崎市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者と含む。以下、同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2号第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（ISO/IEC2700xまたはプライバシーマーク等）を有し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

5 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 質問書（様式第2号）をメール又はFAXにより、2-（4）の担当課あて提出すること。

※必ず担当課へ着信確認の連絡を行ってください。

- ②受付期間 令和5年6月19日（月）から令和5年6月21日（水）正午まで。

(2) 回答

- ①回答方法 本市ホームページへの記載及び参加者へ回答・周知。

- ②回答日 令和5年6月21日（水）までに随時。

6 参加申込書の提出

参加申込書兼誓約書（様式第1号）を提出すること。提出期限までに間に合わない恐れがある場合は、押印した原本の写しをメール等で提出することも可とする。

ただし、後日、必ず原本を提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書作成

記載内容については、「宮崎市災害対応用 WiFi ルータ通信サービスに関する公募

型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき作成すること。様式は任意とする。

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）、メール（提出書類はPDFファイルに限る）により、2-（4）の担当課あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和5年6月22日（木）正午必着

(4) 提出部数

<持参、郵送の場合>

正本を1部、副本を4部提出すること。なお、1部ごとに一冊のファイルに綴じること。また、副本4部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

<メールの場合>

正本データファイル、副本データファイルをファイル名を明確に区分して作成すること。また、副本については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

8 審査方法

(1) 審査基準

別紙「宮崎市災害対応用WiFiルータ通信サービスに係る提案審査基準」のとおり、提出書類に基づく書類審査を行う。

(2) 通信サービスの選定方法

①審査は、宮崎市災害対応用WiFiルータ通信サービスに関する公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第3条に規定する委員（以下「選定委員」という。）が、提出された企画提案書の内容を踏まえた書類審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。

②評価点が最も高い事業者の通信サービスを候補とし、通信サービスを受けるためのWiFiルータ機器の選定（指定の有無等）及び調達方法について協議を行う。ただし、その事業者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い事業者から順に交渉を行う。

③評価点が同一の提案事業者が複数いた場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、順位を決定するものとする。

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

9 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は令和5年6月23日（金）とする。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・ 候補となる通信サービス提供事業者の名称、点数
- ・ 提案事業者の名称（50音順）
- ・ 候補となる通信サービス提供事業者以外の点数（点数の高い順）

（候補となる通信サービス提供事業者以外の提案事業者の名称と点数は関連付けない。）

10 その他

（1）提出書類の取り扱い

- ①提出書類は返却しない。
- ②提出書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示があった場合は除く。
- ③提出書類は、本プロポーザルにおける通信サービス候補の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。
- ④提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（2）その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、全て提案事業者の負担とする。
- ②本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式第3号）を提出すること。
- ③提案事業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附則

この要領は、令和5年6月19日から施行し、通信サービス候補の選定をもって、効力を失う。

(様式第1号)

令和 年 月 日

公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書

宮崎市長 清山 知憲 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

宮崎市災害対応用WiFiルータ通信サービスに関する公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

なお、参加資格の全てを満たすとともに本申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 名称 宮崎市災害対応用 WiFi ルータ通信サービス

2. 連絡先等

(1) 所在地	〒
(2) 担当部署	
(3) 担当者・氏名	
(4) 電話番号	
(5) FAX 番号	

(様式第2号)

令和 年 月 日

公募型プロポーザル質問書

宮崎市長 清山 知憲 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

宮崎市災害対応用 WiFi ルータ通信サービスに関し、以下の内容について質問します。

質問の項目	質問内容（資料名・項番号等を記入すること）

※記入欄が不足する場合は、適宜様式を追加して記入すること。

(様式第3号)

公募型プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日

宮崎市長 清山 知憲 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

宮崎市災害対応用WiFiルータ通信サービスに関する公募型プロポーザルについて参加を辞退します。

担当者 所属 _____
氏名 _____
電話 _____
FAX _____
E-mail _____